

医第2136号  
令和8年2月2日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長  
(公印省略)

### 医療機能情報提供制度に係る定期報告について

日頃、本県の医療行政の推進につきまして御協力いただきありがとうございます。医療機能情報の報告については、県民が医療機関の選択を適切に行うため必要な情報として、各医療機関から都道府県知事に報告することが義務付けられており、医療機能情報提供制度実施要領に基づき、年に1回定期報告を行うこととされています。

つきましては、各医療機関の管理者に対し、別添写しのとおり通知しますので、当該定期報告が適切になされるよう貴会員への周知方よろしくお願ひします。

なお、当該定期報告の実施にあたり、業務の一部を日本通信紙株式会社に委託していることを申し添えます。

#### 【参考事項】

- ・報告期間：令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで
- ・詳細については、千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」をご覧ください。  
(URL) <https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html>

【担当】千葉県健康福祉部  
医療整備課医療指導班  
TEL 043-223-3884  
Mail [iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp)



医第2074号  
令和8年2月2日

各医療機関 管理者様

千葉県健康福祉部医療整備課長  
(公印省略)

### 医療機能情報提供制度に係る定期報告について

日頃、本県の医療行政に関しましては御協力をいただきありがとうございます。

医療機能情報の報告については、医療法上の病院等の管理者の義務となっており、また、医療機能情報提供制度実施要領に基づき年に1回定期報告を行うこととされています。さらに、当該報告の内容は医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報となります。

つきましては、令和7年度の定期報告について、令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）までに、下記の方法で必ず御報告くださるようお願いします。

記

## I 報告方法

### 1 インターネットによる報告（基本）

G-MIS（医療機関等情報支援システム）のホーム画面の「医療機能情報提供制度」ボタンをクリック、その後「定期報告」ボタンをクリックし、御報告ください（スマホ、タブレットは使用できません）。

詳しくは、千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」に掲載する操作マニュアル、報告事項説明資料等を御参照ください。

「G-MIS」ログインページ  
<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/>

千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html>

### 2 調査票（書面）による報告（インターネットを使用できない場合に限る。）

※前回（令和6年度）の定期報告期間中に、調査票（書面）により御報告がありました医療機関のみ、「調査票（書面）」及び「報告事項説明資料」を同封しています。

※基本的に、インターネットによる報告をお願いしていますので、インターネットによる報告が可能な場合は、「1 インターネットによる報告」により御報告ください。インターネットにより御報告いただいた場合には、調査票の返信は不要ですので、廃棄してください。

- ・インターネットを使用できない場合で、調査票（書面）により御報告いただく場合は、報告事項説明資料を御確認の上、同封の調査票に必要（変更）事項を赤字で記載し、返信用の封筒に切手を貼付して、令和8年3月13日（金）（消印有効）までに御返送ください。返信期限に間に合わない場合は、インターネットによる報告をお願いすることとなりますので、御注意ください。
- ・調査票により御報告いただく場合には、別紙1「医療機能情報提供制度における報告を書面によって行う病院・診療所・歯科診療所・助産所の皆様へ」にて、G-MISに入力された情報の利用目的についても御確認ください。

## II 注意事項

### 1 令和7年度における注意事項（対象：病院及び診療所（特定機能病院及び歯科診療所を除く））

病院及び診療所（特定機能病院及び歯科診療所を除く）におかれでは、別紙2「令和7年度医療機能情報提供制度に係る定期報告における留意事項について」を必ず御確認ください。

別紙2のとおり、令和7年度より、別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の報告が開始されており、「医療機能情報提供制度」の一部項目は「かかりつけ医機能報告制度」からの取込が可能となっております。そのため、「医療機能情報提供制度」の定期報告を実施する前に、別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の報告を実施していただくことで、定期報告を円滑に行うことができます。

なお、調査票（書面）により御報告いただく場合には、調査票を御返送いただいた時点での、「かかりつけ医機能報告制度」の報告内容を取り込むこととなりますので、予めご了承をお願いします（例えば、「かかりつけ医期の報告制度」の報告が未完了の場合は、取り込む内容がないため、該当項目は入力されないこととなります）。

## 2 共通項目

- ・入力（記入）の際は、「報告事項説明資料」を必ず御確認ください。  
※原則1月1日時点（今回は令和8年1月1日時点）の状況を御報告いただくものですが、報告内容によって基準日（期間等）が定められている場合は、そちらに従ってください。
- ・G-MISでの報告後、報告画面の「報告状況」のステータスが「確認完了済」に更新されていることを御確認ください。「報告状況」のステータスが「報告中」の場合は報告された扱いにはなりませんので、御注意ください。
- ・基本情報に修正又は変更がある場合には、医療法上の手続きが必要な場合があります。本定期報告における修正又は変更の報告とは別に、所管の保健所等へ御相談ください。
- ・御報告いただいた医療機能情報は、「医療情報ネット（ナビイ）」にて随時公開されます。また、医療機能情報については、医療機関において閲覧に供しなければなりません。

医療情報ネット（ナビイ）（住民・患者向けトップ）  
https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize

- ・医療機能情報の報告に関し、基本的に、インターネットによる報告をお願いしています。現在、インターネットを使用できない場合は、インターネットによる報告ができるよう準備等に御理解、御協力をお願いします。
- ・G-MISのアカウントに関する情報（ユーザ名（ID）、パスワード、電子メールアドレス等）は、随時確認のとれるよう管理をお願いします。また、登録している電子メールアドレスあてに県より一斉に情報発信する場合がございますので、御承知おきください。

## 3 前回から新たに開設した病院等

前回から新たに開設した病院等で「新規報告」を未実施の場合、定期報告期間中に「新規報告」を完了させてください。この場合、改めて「定期報告」を実施いただく必要はありません。

## 4 「出張専門の助産所」

「出張専門の助産所」については、医療機能情報提供制度の報告機関ではないため報告は不要です。報告不要に係る手続きを行いますので、以下の問合せ先2まで御連絡をお願いします。

## III 問合せ先

県では本定期報告の実施にあたって、業務の一部を日本通信紙株式会社に委託しています。

### 1 調査票の記入方法

千葉県医療・薬局機能情報提供制度サポートデスク

フリーダイヤル：0120-801-056

受付期間：令和8年2月2日（月）から3月13日（金）まで

受付時間：正午から午後4時（土・日・祝日は除く）

### 2 医療機能情報提供制度の内容

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

メール：iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp

### 3 G-MISのユーザ名及びシステム操作

厚生労働省G-MIS事務局

メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

※お問合せに当たっては、G-MISログイン画面の案内等を御確認ください。

医療機能情報提供制度における報告を書面によって行う  
病院・診療所・歯科診療所・助産所の皆様へ

令和8年2月2日

医療機能情報提供制度については、令和6年1月5日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G－MIS」という。）により報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、G－MISによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、医療機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をG－MISに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。

また、G－MISに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

- (1) G－MISの円滑な運営・維持
- (2) G－MISの障害を復旧するための分析・評価
- (3) G－MISの利便性向上のための分析・評価
- (4) G－MISの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上

## 別紙2 病院・診療所（特定機能病院及び歯科診療所を除く）向け

### 令和7年度医療機能情報提供制度に係る定期報告における留意事項について ～病院・診療所（特定機能病院及び歯科診療所を除く）向け～

令和7年度より、別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の報告が開始されることに伴い、「医療機能情報提供制度」に係る定期報告の入力画面において、裏面のとおり、注意喚起画面、かかりつけ医機能報告に関する画面項目及びかかりつけ医機能報告取込ボタンが表示されます。

詳しくは、千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」に掲載するG-MIS操作マニュアル（定期報告）等を御確認ください。

<URL><https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/sidou/iryoujouhouteikyouseido.html>

※別制度の「かかりつけ医機能報告」につきましては、千葉県ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」を御参照ください。

<URL><https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/kakaritsukeihoukoku/index.html>

#### 【参考事項（Q & A）】

Q1 定期報告時、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下した際、「取込可能なかかりつけ医機能報告データがありません」と表示されますが、どのように対処すればよいですか。

A1 医療機能情報提供制度の報告の際、かかりつけ医機能報告を報告完了していない場合にはかかりつけ医機能報告取込ボタンを押下した際に、取込データがない旨のメッセージが表示されます。以下の手順でご対応をお願いいたします。

(1) 別制度の「かかりつけ医機能報告」の報告状況をご確認ください。

「かかりつけ医機能報告制度」の報告状況が、〈未報告〉、〈報告中〉、〈再報告中〉、〈取り消し〉の場合、報告の提出が完了していないため、正常に報告を完了させたのち、報告状況が〈報告済〉、〈再報告済〉、〈確認完了済〉のいずれかであることを確認してください。

(2) 「医療機能情報提供制度」の報告において、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下したのち、報告を正常に完了させてください。

Q2 定期報告時、かかりつけ医取込機能ボタン押下後、画面から入力されたデータを修正することができません。どのように対処すればよいですか。

A2 「医療機能情報提供制度」の報告の際、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下後に、「医療機能情報提供制度」の報告画面からかかりつけ医機能報告取込機能により入力されたデータの変更はできません。以下の手順でご対応をお願いいたします。

(1) 別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の報告画面から、該当データを修正してください。

(2) 「医療機能情報提供制度」の報告画面から、かかりつけ医機能報告取込ボタンを押下し、修正後のデータが反映されていることを確認してください。

【裏面に続く】

## 【定期報告の入力画面】

G-MIS操作マニュアル（定期報告）の該当ページのみ抜粋しています。詳しくは、G-MIS操作マニュアル等を御確認ください。

※ 別制度の「かかりつけ医機能報告制度」の対象である病院・診療所のみ、以下の画面等が表示されます。

### 調査票入力画面

⑦ 調査票入力画面に遷移するとかかりつけ医機能報告取込を促すメッセージが表示され、「OK」ボタンをクリックします。

#### 【注意】

「かかりつけ医機能報告取込」未実施時もしくは「かかりつけ医機能報告データをかかりつけ医機能報告制度に更新した場合に本メッセージが表示されます。

【補足：かかりつけ医機能報告に関する画面項目について】

#### ■ かかりつけ医機能報告日時

・ 取扱対象の最新のかかりつけ医機能報告データの報告日時を表示します。

#### ■ かかりつけ医機能報告取込日時

・ 「かかりつけ医機能報告取込」ボタンがクリックされた日時が記録され、クリックされたときに更新されます。

⑧ 赤枠内の数字の「かかりつけ医機能報告取込確認画面を表示します。」

【補足：「かかりつけ医機能報告取込」ボタンについて】

報告状況が「報告中」、「再報告中の場合」、「かかりつけ医機能報告取込」ボタンがクリックでき、報告情報の入力・修正が可能となります。

### かかりつけ医機能取込確認画面

⑨ 「OK」ボタンをクリックすると、かかりつけ医機能報告取込が実行されます。また、かかりつけ医機能報告取込完了画面が表示されます。

⑩ 「OK」ボタンをクリックして、画面を閉じます。

【補足：「かかりつけ医機能報告取込」ボタンについて】

#### ■ かかりつけ医機能報告日時

・ 取扱対象の最新のかかりつけ医機能報告データが存在しない場合

・ 表示されず、取扱対象データが存在しない旨の注意喚起画面が表示されます

⑪ 調査票入力画面に遷移するとかかりつけ医機能報告取込を促すメッセージが表示され、「OK」ボタンをクリックします。

#### 【注意】

「かかりつけ医機能報告取込」未実施時もしくは「かかりつけ医機能報告データをかかりつけ医機能報告制度に更新した場合に本メッセージが表示されます。

【補足：「かかりつけ医機能報告取込」ボタンについて】

#### ■ かかりつけ医機能報告取込

・ 「かかりつけ医機能報告取込」ボタンがクリック後に、「かかりつけ医機能報告制度」の報告が完了する場合は「かかりつけ医機能報告取込」ボタンを再度クリックしてください。

### 調査票入力画面

【補足：「かかりつけ医機能報告取込」ボタンについて】

「かかりつけ医機能報告取込」ボタンは、かかりつけ医機能報告制度における報告内容が入力された状態で、一部項目を除き編集不可になります。必要に応じてその他の詳細項目を入力して登録してください。

「かかりつけ医機能報告取込」ボタンをクリック後に、「かかりつけ医機能報告制度」の報告の取消引戻もしくは差戻され場合は「かかりつけ医機能報告取込」ボタンを再度クリックしてください。

#### 【注意】

・ 「かかりつけ医機能報告取込」ボタンがすべて一時保存になります。入力項目の詳細画面にはかかりつけ医機能報告の取扱対象内容が入力された状態で、一部項目を除き編集不可になります。必要に応じてその他の詳細項目を入力して登録してください。